

(平成26年10月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続について、時期など具体的なことは憶^{おぼ}えていないが、国民年金保険料については、私が、夫の分と一緒に集金人を通じて、又は納付書により納付していたと思う。

申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の国民年金保険料と一緒に自身の保険料を納付していたところ、申立人の申立期間を除く国民年金の加入期間において、30年以上にわたり未納が無い上、婚姻後の期間において、夫の保険料も未納が無いことから、申立人の保険料納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の特殊台帳の昭和47年度の摘要欄に「納発」の押印が確認でき、当該年度の申立期間に係る過年度納付書が発行されたと考えられ、申立人が当該納付書を受け取っていないながら、国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月及び同年3月
② 昭和40年10月から43年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金へ加入していたと思っていたが、それについて物的証拠が無く、年金事務所で私の国民年金の加入記録は38年2月からであると聞いたため、同年同月頃に区役所で当該手続を行ったのだと思う。

申立期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額についての記憶は無いが、居住していた地域の区役所で納付していた。夫と一緒に保険料を納付していた時期もあると思うが、その時期についての記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和38年2月頃に国民年金の任意加入被保険者として加入手続を行っていることが、申立人の所持する国民年金手帳及び申立人の特殊台帳等により確認でき、任意加入被保険者として加入手続を行った申立人が、その直後の2か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは、不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付金額についての記憶が無いことから、申立人の当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人には、別の国民年金手帳記号番号が、夫と連番で払い出さ

れていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるが、申立期間②の国民年金保険料については、申立人のみならず、一緒に納付していた時期もあるとする夫も未納となっていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②において複数回転居していたと述べており、複数の異なる行政機関が当該期間の事務処理を続けて誤るとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年5月1日に、資格喪失日に係る記録を49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月1日から49年4月1日まで

私は、A社に昭和45年5月1日から49年3月末日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の代表取締役、取締役及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、代表取締役及び取締役は、「申立人は正社員であり、職務内容はB職である。申立人の社会保険の手続については、一般従業員と同様の取扱いをしていた。」と回答している上、社会保険事務担当者は、「従業員の希望にかかわらず、正社員は厚生年金保険に加入していた。申立人は正社員であった。」と供述している。

さらに、取締役は、「申立人は、B職兼C職であった。」と回答しており、当該取締役が申立人と同様にB職兼C職であったとして名前を挙げている同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほか、申立人が前任者及び後任者のB職であるとして記憶している二人の厚生年金保険の被保険者記録も確認できる上、当該二人は、いずれも申立人の前任者及び後任

者であることを認めている。

加えて、取締役が回答しているA社の申立期間当時の従業員数とオンライン記録で確認できる申立期間当時の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致することから、申立期間当時、同社では、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたことがわかる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の主張及び申立人と同じB職である同僚のA社における昭和45年7月の記録から判断すると、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役も、当時の資料を保管していないため不明であると回答しているが、申立期間における同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年5月から49年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 14 日

私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の記録から、申立人は、申立期間においてA社から賞与が支給されていたものと認められる。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が所持する賞与明細書の差引支給額は、上記預金通帳における振込額と同額であるところ、当該賞与明細書によると、2万5,000円の賞与が支払われ、標準賞与額2万5,000円に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、上記同僚は、「申立人とは同期入社であり、入社後3か月間は一緒に研修を受け、申立期間当時、私と申立人の給与額及び賞与額は変わらなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、上記の預金通帳の振込額並びに同僚の賞与明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、2万5,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東神奈川厚生年金 事案 9077

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、88万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いたので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事務担当者が提出した申立期間の賞与に係る資料には、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されている。

また、申立人と同様に、上記の資料に記載されている複数の同僚の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する賞与明細書に記載されている金額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の資料に記載されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、88万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無い。日本年金機構から、当該賞与について、同僚の記録が訂正された旨の手紙が届いたので、調査の上、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事務担当者が提出した申立期間の賞与に係る資料には、申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されている。

また、申立人と同様に、上記の資料に記載されている複数の同僚の賞与額及び厚生年金保険料控除額は、当該同僚が所持する賞与明細書に記載されている金額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の資料に記載されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は資料が無いため不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 1 月まで

私は、勤務先を退職した後、昭和 59 年 2 月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、市役所で国民年金の加入手続を行った際に、一括して納付するよう窓口担当者から請求されたが、当日は、現金の持ち合わせが足りなかったため、2、3日後に、同市役所の窓口で約 10 万円を一括して納付した。

私が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として、当該期間当時の「所得税の確定申告書（控）」（以下「確定申告書」という。）を提出するので、私の保険料の納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 2 月頃に国民年金の加入手続を行った 2、3 日後に、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、その主張のとおり同年 2 月頃と推認されるが、国民年金手帳記号番号払出簿、市の国民年金収納簿及びオンライン記録によると、同年 2 月に任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入被保険者は加入手続を行った日より前に遡って被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一市内に居住していた申立

人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、昭和 59 年 2 月頃に申立期間の国民年金保険料約 10 万円を一括して納付したと主張しているが、当該期間の保険料を実際に一括して納付した場合に必要な保険料額は、5 万 8,300 円であり、申立人の主張する金額と乖離^{かい}しており、申立内容と一致しない上、申立人から提出された確定申告書についても、58 年分のものであることから、申立人が当該期間の保険料を 59 年 2 月頃に納付したことを裏付ける資料とはならない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年3月頃から同年11月頃まで
② 昭和20年11月頃から21年4月18日まで
③ 昭和21年10月10日から23年11月頃まで

私は、昭和20年*月の空襲を契機に、兄の勤務先だったA社の寮に避難し、そのまま同社で働くようになった。同社は、戦後の同年11月頃にB社に社名変更したが、23年11月頃まで、同じ社長の下で継続して勤務していた。

しかし、A社での厚生年金保険の被保険者記録は無く、B社での同被保険者記録は、昭和21年4月18日から同年10月10日までの6か月しか無い。

調査の上、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人が記憶している申立人の兄を含む複数の同僚は、所在不明又は死亡により照会できない上、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間①において被保険者であった同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人がA社の社長として氏名を記憶している者及び上記被保険者名簿に事業主として氏名が記載されている者は、共に所在不明により照会できないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険

料の控除について確認できない。

さらに、上記被保険者名簿には申立人の氏名は確認できない上、申立人が自身と同様にC職であったと記憶している同僚の中には、同社の被保険者となっていない者も存在する。

加えて、A社は、昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①のうち、同年9月1日から同年11月頃までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

申立期間②について、申立人は、A社が社名変更したB社に継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、申立人が記憶している申立人の兄を含む複数の同僚及びB社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間②において被保険者であった同僚は、全て所在不明又は死亡により照会できない上、申立人が同社の社長として氏名を記憶している者は、所在不明により照会できないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社は、昭和21年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、20年11月頃から21年2月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立人が、A社の頃から自身と同様にC職であり、B社にも引き続き勤務していたと記憶している同僚の中には、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、申立人と同日の昭和21年4月18日である者が存在する。

申立期間③について、申立人は、B社は、会社側と従業員との相談の上、昭和23年一杯で廃業する事になったため、退職したと述べている。

しかしながら、申立人が記憶している申立人の兄を含む複数の同僚は、所在不明又は死亡により照会できない上、上記被保険者名簿から、申立期間③において被保険者であった複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が同社の社長として氏名を記憶している者は、所在不明により照会できないことから、申立期間③に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 9080 (事案 7973 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 10 日から 45 年 12 月 20 日まで
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めることはできない旨の通知を受け取ったが、私は、昭和 45 年 12 月 20 日まで A 社で、B 職として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。新たな資料は無いが、調査の上、申立期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 45 年 12 月 20 日まで A 社において B 職として継続して勤務していた旨主張しているものの、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、当該期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚に照会を行ったところ、回答のあった者のうち、申立人と同様の職場であったとするいずれの者も申立人を記憶しておらず、事業主は当時の資料が無いため申立人の在籍などについて不明である旨回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できない上、事業主が保管している申立人に係る「厚生年金基金加入員資格取得届」及び「厚生年金基金加入員資格喪失届」によると、申立人の C 厚生年金基金の加入期間は、オンライン記録と一致していることから、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 24 年 9 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人から新たな情報の提供及び資料の提出は無い上、改めて、申立期間において被保険者記録がある前回照会した同僚以外の複数の同僚に照会したものの、いずれも「申立人を知らない。」と

供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができなかったことから、これらは年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間について、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。